

後期高齢者医療または国民健康保険の

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新申請は8月31日までです

現在交付されている国民健康保険又は後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は平成22年7月31日までとなっております。

●国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

平成22年8月以降も認定が可能なお方には、7月中旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、引き続き必要な方は、8月31日までに申請を行ってください。（認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない空白の月が生じることになります。）

なお、現在「区分C」または「区分II」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請日から食事代が更に減額されます。

●後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

現在、減額認定証をお持ち

の方で：

①平成22年8月以降の認定区分が「区分I」の該当となる方

8月上旬に新しい減額認定証を直接送付します。（平成22年度から自動更新になります。申請書提出の必要はありません）

②平成22年8月以降の認定区分が「区分II」の該当となる方

7月中旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、必ず8月31日までに更新の手続きをしてください。（減額認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、減額認定されない空白の月が生じるこ

とになります。）

なお、現在「区分II」の減額認定証をお持ちの方で、その減額認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上（長期の入院）の場合は、申請することで食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類をご持参ください。

※「区分II」に該当になる方については、長期の入院日数確認のため、申請書を提出し

ていただき更新することになります。

◆申請場所 健康増進課医療保険班、総合支所または出張所

◆必要なもの
・保険証

・現在交付されている平成21年度の認定証

・現在「区分II」の認定証をお持ちの方で、その認定期間内の入院日数の合計が91日以

上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告等がまだお済みでない方がいらっしゃる場合（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または出張所の窓口で、まず申告をしていただくようお願いいたします。

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502

葬祭費の支給申請を受け付けています

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、その葬祭を行われた方に対して、申請により保険者（町または山口県後期高齢者医療広域連合）から5万円を支給しています。

対象となられる方で申請を行われていない方は役場健康増進課医療保険班、各総合支所または各出張所で申請を行ってください。

なお、葬祭を行なわれた翌日から2年を経過しますと時効により支給ができなくなりますので、ご注意ください。

■手続きに必要なもの

- ・葬祭を行なったことがわかる書類（領収書や会葬礼状など）
- ・印鑑
- ・申請人の通帳

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502